

事業の概要

酒造好適米の安定供給を図るため、生産性・品質の向上や収量の安定化、産地と実需の結び付きの強化に取り組む農業者の皆様を支援します。

対象作物・単価

酒造好適米

対象

農産物規格規程に定める醸造用玄米（当該都道府県の産地品種銘柄に限らない）

単価

令和8～10年度 of 取組年数に応じ、最大3万円/10aを支援※

※「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援します。

スケジュール

3月13日まで

取組計画書の提出（農業者→北杜市役所農業振興課）

5月頃

採択／不採択の連絡

6月30日まで

経営所得安定対策等交付申請書（様式第1号）の提出

↓ 酒造好適米の生産・出荷・販売

12月20日まで

出荷・販売実績の報告

令和9年3月中

水田活用の直接支払交付金で支払い

要件

要件1 実需者と令和8年6月30日までに事前契約を締結すること

- ① 農業者が酒蔵と直接取引を行うこと または
- ② 集荷業者（JA等）を挟む場合には、
 - ・一定のまとまりを持ったほ場において生産されること もしくは
 - ・酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていること

要件2 低コスト生産等に取り組むこと

本パンフレットの2～3ページの「低コスト生産等の取組メニュー」の中から3つ以上の取り組みを行うことが必要です。

要件3 3年間の長期契約に取り組む場合

農業者側と酒蔵側 との間で「価格決定の考え方」を予め設定すること

（直接取引の場合は農業者と酒蔵との間、集荷業者を挟む場合は例えば全農県本部と県酒造組合との間の契約書において、価格決定の考え方（例：「〇月頃に〇〇を踏まえて〇〇と〇〇が協議して決定」等）を予め設定すること

低コスト生産等の取組メニューについて

- ・低コスト生産等の取組を行う際には、以下に記載する取組基準等の詳細をご確認ください。
- ・品目毎に**確実に実施する取組を3つ以上選択**※してください。
 ※実際に行った取組メニューが3つ以上となる必要がありますので、ほ場の状況等により作業が不要となる可能性のある取組メニューを選択する際にはご注意ください。

取組メニュー	取組内容・取組基準
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培 (・育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行うこと)
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 (・疎植に対応した田植機を使用し、苗の移植密度を地域の慣行レベルの80%以下又は50株/坪(15.2株/m ²)以下とすること※ ※都道府県等の栽培指針等に疎植の基準が示されている場合はこれによることができることとする)
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 (・慣行栽培(乾籾100~150g(催芽籾125~187g))より育苗密度が高くなるよう、乾籾250~300g(催芽籾312~375g)を播種・育苗し、高密度播種育苗に対応した田植機を用いて移植すること)
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培 (・無代掻き移植栽培※ ¹ 、乳苗移植栽培※ ² のいずれかに取り組むこと ※1：耕耘碎土後に入水し、しばらく放置した後、代掻きを行わずに苗を移植する ※2：葉齢が2葉未満の苗(乳苗。育苗日数は7~10日程度)を移植する)
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組 (・農業経営体の水稻生産全体の中で、上記の取組を行うこと。必ずしも新市場開拓用米、加工用米又は米粉用米だけで複数品種を作付けし、作期を分散する必要はない)
⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用 (・pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用すること)

取組メニュー	取組内容・取組基準
⑨効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥 ・流し込み施肥※1、育苗箱全量施肥※2、側条施肥※3のいずれかに取り組むこと ※1：水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む ※2：育苗箱内に層状に施肥する機械又は肥料と床土を均等に混合する機械を使用し、育苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する ※3：側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する
⑩効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理 ・播種時同時処理※1、田植え同時処理※2のいずれかに取り組むこと ※1：専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する ※2：専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する
⑪化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 ・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること
⑫化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減 ・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること
⑬高温耐性品種の導入	高温耐性品種の作付け ・都道府県において、高温にあっても玄米品質や収量が低下しにくい品種であり、地球温暖化による影響に適応することを目的として導入されたものであると都道府県が判断する高温耐性品種の作付けをすること
⑭農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用 ・農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は農業機械のシェアリングサービスを活用すること
⑮スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用 ・ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来のメタン発生量の削減に向けた取組の実施 ・長期中干し（地域の慣行日数に対して7日間以上延長）、秋耕、のいずれかに取り組むこと
⑰ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組を実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと

Q & A

Q1. 事業の申請要件について、前年度の本事業と同様に、低コスト生産等の取組を行わなければならないのでしょうか？

→ 本事業に取り組む場合、前年度の本事業と同様に、各品目において設定された取組メニューの中から3つ以上の取組を実施していただく必要があります。

Q2. 低コスト生産等の取組を行った根拠書類として、どのようなものが必要ですか？

→ 取組を講じたことが分かる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）及び当該取組に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）が必要です。また、これらの根拠書類で、取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等が特定できることが必要です。

Q3. 低コスト生産等の取組はいつから実施するものが対象となるのですか？

→ 要望調査の開始日（令和8年1月7日）以降の令和8年産（基幹作）の取組が対象になります。

Q4. 農業者はいつまでに何を、どこに申請すれば良いのですか？

→ 令和8年3月13日までに北杜市役所 農業振興課に取組計画書（低コスト生産等の取組内容や取組面積、販売契約を結ぶ実需者名などを記載した計画書）を提出してください。その後、採択、又は不採択の結果※を5月中に通知いたします。採択された場合は、より具体的な書類が必要になってきますので、どのようなものが必要になるかは、個々に通知文でご案内いたします。

※ 本事業は、各農業者からの要望を取りまとめ、**予算の範囲内でポイントが高い順に採択決定**されます。そのため、申請すれば必ず交付金を受けられるものではありません。



お問合せ先

北杜市役所 農業振興課

☎ 0551-42-1350

北杜市農業再生協議会

☎ 0551-25-5399